

# 下水道法第16条の申請に関する許可条件

## (目的)

第1条 この許可条件は、下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)第16条の規定に基づき公共下水道管理者以外の者が行う上牧町公共下水道の施設に関する工事等の申請、承認及び引き継ぎ手続きについて、定めることを目的とする。

## (事前協議)

第2条 申請者は事業を行おうとするときは、法令等に基づき許認可の申請をする前にあらかじめ町長に協議しなければならない。

## (申請)

第3条 公共下水道の施設に関する工事等、又は施設の維持管理等を行うことについて、承認を受けようとする者は、公共下水道施設工事等承認申請及び関係図書を添えて申し出なければならない。

## (承認)

第4条 町長は前条の申請に対し、申請書等の審査を行い適正であると判断したときは、次の各号の条件を付して承認書を通知する。

- (1) 事業実施区域その他の内容は、別添図面のとおりとする。
- (2) 公共下水道の施設の排除方法は分流式とし、汚水と雨水を分離して排除する構造の施設とすること。

なお、各戸の排水設備についても同様とする。

- (3) 申請者は、この承認に係るものを除く他、公共下水道施設の工事に伴い必要とする諸官公庁、その他関係人の許可又は承認を受けること。
- (4) 申請者は、公共下水道の施設工事に着手しようとするときは、着手予定日の2週間前に着工届を上牧町に提出すること。  
ただし、工事施工業者の決定にあたっては、事前に上牧町と協議を行うこと。
- (5) 前号の届出には、第4条の承認書の写しを添付すること。
- (6) 申請者は、公共下水道施設の工事、その他これに付随する行為により、他人又は他人の所有する土地、若しくは工作物、その他の物件に損失又は損害を与えた場合、また、地域住民等より補償等の問題が生じたときは、申請者の責任において誠意をもって補償又は賠償すること。
- (7) 申請者は、申請区域から本町の公共下水道に接続するまでの区間に当該公共下水道に下水を排除することができる民家、空地、その他の建築物が存在する場合は当該民家、空地、その他建築物から排除される下水を流入することができる規模の公共下水道管を布設すること、又上牧町の公共下水道計画に添ったものであること。
- (8) 申請者は、公共下水道の施設の工事が完了したときは速やかに工事竣工届を上牧町に提出し、本町の竣工検査を受けること。

なお、検査手法については本町の指示に従うものとし、竣工検査に不合格の場合は速やかに補修

し本町の再検査を受けること。

(9) 前号の届出書には、工種ごとの工事記録写真を添付すること。

(10) 申請者が布設する公共下水道の施設を上牧町公共下水道に固着するときは、本町係員の立会を求めること。

(11) 前号において、上牧町公共下水道に固着された場合等申請地の汚水、雑排水の流入については、町下水道管理者の了解あるまで流入させないこと。

(12) 公共下水道施設に関する工事及び各戸の排水設備工事については、日本下水道協会「下水道施設設計指針」及び奈良県「下水道管渠工事設計指針」に基づき設計施工することとし、細部については本町下水道課と協議し、担当者の指示を受けること。

(引き継ぎの時期)

第5条 本申請に基づく施設の本町への引き継ぎは、本申請の施設が竣工し、町の行う検査合格後速やかに行うものとする。

また、本申請区域内の下水道管の布設された道路が新設道路である場合は、本町道路管理者により町道と認定された時点で行うものとする。

但し、これにより難しい場合は別に協議する。

2 引き継ぎ手続きは、施設の竣工日より1ヶ月以内に行うものとする。

(維持管理)

第6条 前条の引き継ぎに関する事項については、施設の所有は本町に帰属するが、維持管理に関しては、当申請区域が上牧町によって、下水道供用開始の告示がなされる時点までは申請者にて維持管理すること。

(既存施設)

第7条 町内の開発団地で、コミプラ、地域汚水処理施設等(以下コミプラ施設等いう。)による下水の既処理団地についても各条項を準用する。

(引き継ぎの申請)

第8条 申請者は、第5条、第7条の引き継ぎをしようとするときは、公共下水道引き継ぎ書を上牧町へ提出すること。

(書類)

第9条 前条の引き継ぎ書には、次の各号に定める書類を添付すること。

(1) 公共下水道引き継ぎ書 一 部

(2) 竣工図書関係

位置図・平面図・縦横断図・構造図の製本一部及び各図の原図一式と電子データ図  
(CD又はDVD)

(3) 工事写真 一 式

(4) その他必要書類

( 開発行為許可書、道路占用・掘削許可書、地下埋設物事前協議書の写し等 )

ただし、申請時に提出済の書類は、添付不可

(排水設備)

第10条 申請区域内の各戸の排水設備及び水洗便所の設置については、事前に排水設備等の計画に関する承認を受けなければならない。

また、当該排水設備等の施工は、上牧町排水設備工事指定工事店にて、行わなければならない。

2 申請者は、申請区域内の宅地を分譲するときは、当該宅地の買主に文書で第1項の旨を通知すると共に、その文書の見本を上牧町に提出すること。

(変更)

第11条 申請書の住所又は、氏名(商号若しくは代表者を含む。)を変更したときは、直ちに上牧町へ届け出ること。

2 申請者は区域又は、公共下水道施設の規模、その他の内容を変更する場合は事前に上牧町の承認を受けること。

(費用負担)

第12条 計画する下水道管渠は、上牧町公共下水道計画に添ったものとし、その計画に要する詳細設計の費用は、申請者において負担のこと。

2 当該申請施設等と上牧町公共下水道管との間の接続工事費は、当該申請人の負担とする。

(かし担保)

第13条 申請者は、施設引き継ぎ日から2年間施設のかしを補修すると共に、そのかしから生ずる損害については、町長又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

2 申請者の責に帰することができない事由によるかしについては、第1項の責を負わない。

(許可条件の不履行)

第14条 この許可条件に従わずに行われた工事等に対しては、町長は申請者に対し必要な行政措置をとることができる。

(その他)

第15条 申請者は、本申請条件に定めない事項又は、疑義が生じた事項については、上牧町と協議を行うものとする。